



### 旧耐震基準で建てられた木造住宅の居住者 住宅耐震診断・耐震改修補助のお知らせ

企画実務課 都市計画係 ☎77・3909

旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に、耐震診断の補助と耐震性がないと判断された木造住宅の耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

#### 対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅と併用住宅建物（地上階数が2階以下）
- ※延べ面積の1/2以上が居住部分であるものが対象です。

#### 対象者

- 対象となる住宅に自ら居住し、所有している
- 世帯員全員に町税などの滞納がない

#### 補助金額

【耐震診断】  
診断費用の2/3に相当する額（上限8万円）

#### 【耐震改修】

- 設計費の1/3に相当する額（上限4万円）
- 工事監理費の1/3に相当する額（上限6万円）
- 工事費の1/3に相当する額（上限40万円）
- ※設計費・工事監理費・工事費それぞれ

それぞれの合計額を補助します。

#### 注意事項

- 交付決定前に契約または着工した場合は対象になりません。
- 申込件数が予算額を超えた場合は受付を終了します。
- 対象となる住宅や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。



### ブロック塀の所有者・管理者 危険ブロック塀等対策事業補助金のお知らせ

企画実務課 都市計画係 ☎77・3909

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等を撤去し、軽量フェンス等に改修する際の費用の一部を補助します。

#### 対象となるブロック塀等

- 芝山小学校の敷地からおおむね500m以内の区域に存在すること
- 道路面からの高さが1.2m以上あり、高さがブロック塀と道路境界までの水平距離より高いこと
- 道路に面していること
- 町役場職員による事前調査で危険と判断されたもの
- ※前記の要件をすべて満たす必要があります。

#### 対象者

- ブロック塀等を管理または所有している
- 世帯員全員に町税などの滞納がない
- ※販売目的での整地や解体を行う方は対象になりません。
- ※公共事業などの用地取得に伴う損失補償対象となる危険ブロック塀等の撤去を行う方は対象になりません。

#### 補助金額

- 危険ブロック塀等の撤去  
次の①～③のうち最も少ない額を補助します。
- ①撤去費用×1/2
- ②撤去延長×1万円/m
- ③10万円
- 軽量フェンス等の設置  
次の①～③のうち最も少ない額を補助します。
- ①設置費用×1/2
- ②設置延長×1万円/m
- ③15万円

#### 注意事項

- 交付決定前に契約または着工した場合は対象になりません。
- 申込件数が予算額を超えた場合は受付を終了します。

詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。



### リフォーム工事を実施した住宅の居住者 住宅リフォーム補助金制度のお知らせ

企画実務課 都市計画係 ☎77・3909

住宅環境向上や既存住宅ストックの活用促進とともに、地域経済の活性化と空き家対策の促進を図るため、リフォーム工事費用の一部を補助します。

#### 対象となる工事

- 町内の工事業者による税抜10万円以上のリフォーム工事
- ※令和7年2月末日までに完了し実績報告できる工事が対象です。

#### 対象要件

- 対象となる工事を実施する住宅に居住している（居住予定の場合も含む）
- 世帯員全員に町税などの滞納がない
- 補助を受ける住宅に、今後最低10年間居住する予定であること

#### 対象となる住宅

- 自身の居住用または集合住宅（マンションなど）の場合  
個人占有部分
- 店舗などの併用住宅の場合  
個人住宅部分

#### 補助金額

- 【通常リフォームの場合】工事費（税抜）の10%で限度額40万円
- 【空き家リフォームの場合】工事費（税抜）の15%で限度額60万円

#### 受付期間

4月1日(月)～5月17日(金)

#### 提出書類

- 事前申込書
- リフォーム工事見積書の写し

#### 注意事項

- 交付決定前に契約または着工した場合は対象になりません。
- 申込件数が予算額を超えた場合は抽選になります。
- 対象となる工事や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。



### 合併処理浄化槽を維持管理している方 維持管理費助成制度のお知らせ

企画実務課 環境下水道係 ☎77・3908

町では、合併処理浄化槽の維持管理費の一部を助成しています。

#### 対象者

- 町内に住所があり、住宅に設置している10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方

#### 補助金額

毎年1回1万円（上限）

#### 申請方法

- 環境下水道係に備え付けのもの、町HPから申請書入手し、必要書類を添えて申請してください。

#### 必要なもの

- ①維持管理に関する契約を証明する書類の写し
- ②法定検査を受検し、適正であること

#### 受付期間

4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

あったことを証明する書類と領収書の写し

- ③保守点検を実施した全ての記録表及び領収書の写し
- ④申請者名義の預金通帳または、口座番号が分かるもの
- ⑤印鑑

※前記②③は、①の前年度の契約日(更新日)から1年間に受検および実施したものととなります。

### 国保功労者表彰

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

小川行雄さんが、国民健康保険関係功労者として千葉県国民健康保険団体連合会理事長表彰を受けました。

小川行雄さんは、芝山町国民健康保険運営協議会の委員として、多年にわたり国民健康保険事業の発展に貢献されています。この度、その功績がたたえられ感謝状が贈られました。

